

北海道エゾシカ対策推進条例

北海道では、エゾシカ対策を総合的かつ計画的に推進し、もって人とエゾシカとの適切な関係を築き、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とし「北海道エゾシカ対策推進条例」を制定した（条例第7号として、平成26年3月28日公布。平成26年4月1日施行。）。野生鳥獣について総合的な対策をとる条例は全国初。農林業被害が深刻となっているエゾシカの生息頭数を狩猟や捕獲などで調整し、食肉など有効活用を目指す。

1 はじめに

エゾシカは、明治の初めに乱獲や大雪などの影響で、一時は絶滅寸前になったが、その後の保護政策などにより、ここ30年ほどでその数は急増し、平成25年度の推定生息数は、道内全体で約56万頭となっている。

増えすぎたエゾシカにより、畑が荒らされるなどの深刻な農林業被害が発生するとともに、樹皮や希少植物を食べてしまうなど、自然環境にも悪影響を与えているほか、自動車や列車との衝突事故も多発しており、私たちの暮らしに様々な影響をもたらしている。

全道に広がるこうした問題を解決するには、増えすぎたエゾシカを捕獲して、数を適正な水準で維持・管理していくことが必要である。

また、捕獲するだけでなく、エゾシカを固有の資源として有効活用していくことも大切である。

こうした中、道では、エゾシカ対策を総合的、計画的に進めることで、私たちとエゾシカとの適切な関係を築き、地域社会の健全な発展に寄与するため、平成26年3月に特定の野生生物の総合的な対策を定めた条例としては、都道府県では全国初となる「北海道エゾシカ対策推進条例」（以下「条例」という。）

を制定したところである。

2 エゾシカによる農林業被害

まず、エゾシカによる北海道の農林業被害についてであるが、平成16年度には約28億円まで減少したが、その後は増加の一途をたどっており、

ピーク時には約64億円にまで達した。平成24年度以降は減少し、平成25年度は約56億円となっている（図1参照）。

地域別に見ると、東部地域（オホーツク・十勝・釧路・根室）、西部地域（石狩・空知・上川・留萌・宗谷・胆振・日高）ともに、近年まで増加傾向にあったが、東部地域においては平成25年度で約4億円減少、西部地域においては約3億円減少（いずれも対前年度比）している。しかし、釧路・根室・日高をはじめ、多くの地域で依然として被害は深刻な状況となっている。

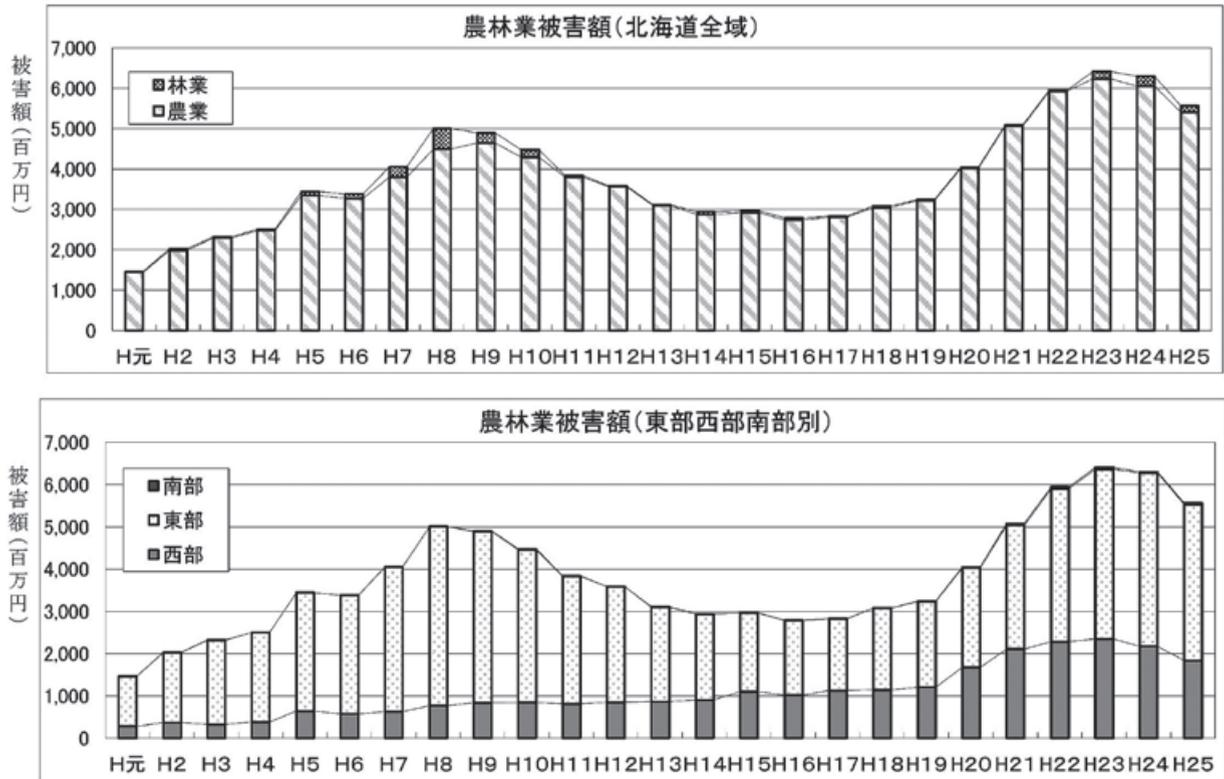
また、南部地域（渡島・檜山・後志）は、全体から見た場合は1%に満たない額であるが、平成19年度から被害は急増しつつある。

次に、作物別の被害状況は、牧草が半分以上を占めており、次にビート、水稲、ばれいしょ、デントコーン、小麦の順となっている

北海道環境生活部環境局
エゾシカ対策課主幹

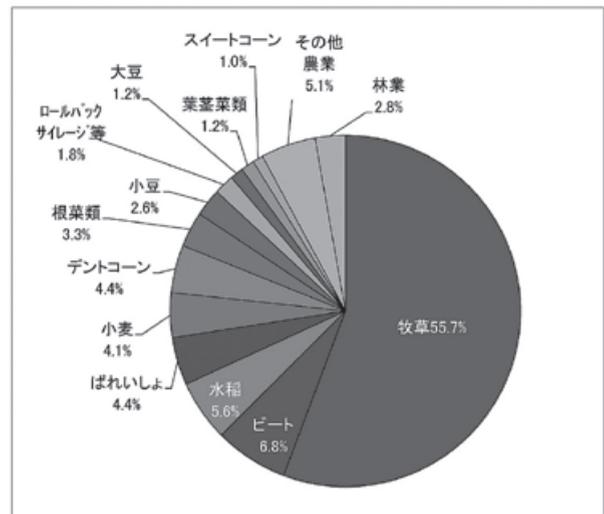
大野 哲弘

図1 エゾシカによる農林業被害金額の推移



い。計り知ることができない。なお、林業の被害額は全体の約3%程度となっているが、金額に表すことのできない被害も少なくないと考えられており、森林の有する保水機能の消失や自然生態系への影響は

図2 平成25年度エゾシカによる農林業被害の内訳



平成25年度には、狩猟で約4万6000頭、許可捕獲で約8万6000頭の合計約13万2000頭が捕獲され、その結果、平成25年度の全道の生息数は、前年度よりも約3万頭少ない約56万頭と推定している(図3参照)。

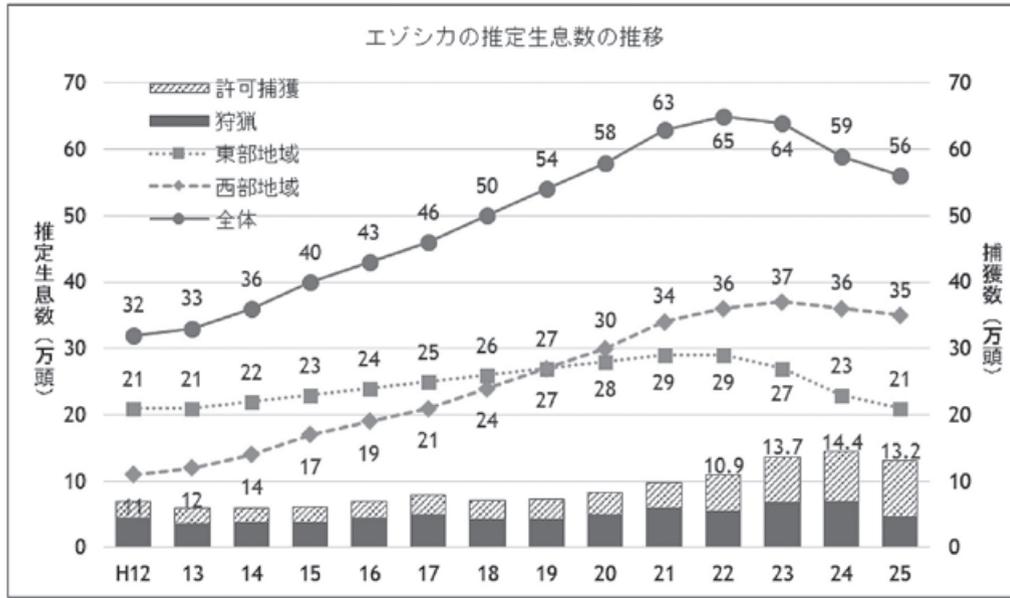
地域別では、東部地域は、平成5年度の生息数を基準として、平成28年度末にはその半数まで減らすことを目標としてきたが、平成23年度には増加を食い止めたか、あるいは減少に転じた可能性が高く、平成24年度以降は減少したと推定している。

西部地域については、平成12年度から増加

北海道では、エゾシカを適正に管理するために、毎年、捕獲状況や生息動向などを把握し、その結果を踏まえて、狩猟規制の緩和などにより、捕獲圧の調整を図っている。

3 エゾシカの生息状況など

図3 エゾシカの推定生息数及び捕獲数の推移



傾向を示していたが、平成22年度には、増加が鈍化し、平成24年度には増加を食い止めたか、あるいは減少に転じた可能性があると思われる。

なお、南部地域では、データ不足のため、現時点では、生息数の推定はできないが、農業被害や捕獲数などが増えており、増加の兆候がうかがえる。

以上のように、これまでの取組の効果が徐々に現れつつあると考えられるが、依然として多くのエゾシカが生息しており、効率的に生息数を減らすためには、主にメスジカを捕獲するための狩猟規制や個体数調整、捕獲の許可基準の緩和により、捕獲圧の調整を図るとともに、様々な主体による捕獲事業の促進を図ることが必要である。

4 北海道エゾシカ対策推進条例の概要

条例第3条では、基本理念を定めており、エゾシカ対策の推進に当たっては、エゾシカの生息状況、エゾシカによる被害の発生状況に応じた実効性のある方法によること（第1項）、生物の多様性に及ぼす影響に配慮すること（第2項）、道民共有の財産として、その価値を最大限に活用すること（第3項）、企画立案及び実施に際して、道民の理解を促進し、道民の意見や提案を反映させること（第4項）としている。

この他、道の責務（第4条）及び道民等の役割（第5条）を明らかにしている。

具体的な取組としては、道が基本計画を定める（第6条）ほか、状況に応じた個体数の管理（第8条）、捕獲の担い手の確保（第10条）、有効活用（第11条）や人材の育成、活用（第16条）を推進するとともに、希少猛禽類に影響がある鉛弾の所持の禁止（第18条）も定められている。

5 エゾシカの捕獲対策

条例第6条第1項では、「知事は、エゾシカ対策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を定めなければならない。」としており、同条第2項では、基本計画に計画期間、目標等を定めることとしている。

「北海道エゾシカ管理計画（第4期）（平成24年度～平成28年度）」を条例第6条第1項に基づく基本計画と位置付けている。

目標については、第7条において、「エゾシカの個体数の管理に係るものを達成するため、エゾシカの捕獲等の措置を講ずべき地域及びその区分並びに当該地域の区分ごと及び年度ごとのエゾシカの捕獲等に係る目標数を定めるもの」としている。

「エゾシカの個体数の管理に係るものを達成するため」の趣旨は、エゾシカの適正な生

北海道エゾシカ対策推進条例の概要

- I 総則
- ◆目的（第1条関係）
 - エゾシカ対策に関し、基本理念を定め、道の責務及び道民等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、エゾシカ対策を総合的かつ計画的に推進し、人とエゾシカとの適切な関係を築き、地域社会の健全な発展に寄与すること
 - ◆基本理念（第2条関係）
 - (1) 状況を適確に把握して、科学的知見に基づき、状況に応じた実効性のある対策を推進
 - (2) 生物の多様性に及ぼす影響に配慮
 - (3) エゾシカは道民共有の財産であり、その価値を最大限に活用
 - (4) 道民の理解を促進するとともに道民意見を反映
 - (5) 地域の特性を考慮し課題に応じた持続的な取組を推進
 - ◆道の責務（第4条関係）
 - ・エゾシカ対策の総合的かつ計画的な施策の策定・実施
 - ・国、市町村、道民、事業者及び民間の団体との連携
 - ・市町村との緊密な連携を図り、情報提供や技術的な助言その他必要な支援
 - ◆道民等の役割（第5条関係）
 - ・道民、事業者等は道が実施する対策に協力
- II 基本計画（第6条、7条関係）
- ・対策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画の策定、見直し、公表
 - ・基本計画に掲げる目標の達成に向けた地域毎・年度毎の捕獲目標の策定
- III エゾシカ対策に関する基本的施策
- ◆状況に応じた個体数の管理（第8条関係）
 - ・エゾシカの生息動向や被害の状況に応じた個体数管理を推進
 - ・「狩猟」、「被害防止のための捕獲」の効果的な組み合わせと「計画的な捕獲」の推進
 - ・銃器やわな等による効率的かつ効果的な捕獲手法の活用推進、一斉捕獲の推進
 - ◆緊急対策期間及び特定重点対策地域（第9条関係）
 - ・生息数及び農林業被害の著しい増加時における捕獲等の重点的な推進
 - ◆捕獲等の担い手の確保（第10条関係）
 - ・捕獲者の確保、被害防止や計画的な捕獲等の従事者の育成確保、道外狩猟者の活用措置
 - ◆有効活用の促進（第11条関係）
 - ・関係機関と連携協力して食、観光、その他の分野で有効活用するため必要な措置
 - ◆被害防止対策の推進（第12条関係）
 - ・被害状況、交通事故等の実態把握、関係者との連携協力による効果的な被害防止対策の実施
 - ◆調査研究の推進（第13条関係）
 - ・生息状況等の把握、エゾシカの感染症に関する科学的な知見の集積
 - ◆事故及び法令違反の防止（第14条関係）
 - ・関係機関と連携協力した事故や法令違反の防止措置
 - ◆捕獲等に係る個体の適正処理の促進（第15条関係）
 - ・適正な処理が促進されるよう、指導、情報提供その他必要な措置
 - ◆人材の育成及び活用（第16条関係）
 - ・地域で対策の企画立案や推進を行う人材の育成とその活用
 - ◆顕彰（第17条関係）
 - ・エゾシカの対策に関する顕著な功績者への顕彰
- IV 特定鉛弾の所持の禁止（第18条関係）
- ・エゾシカを捕獲する目的で鉛弾の所持を規制
- V エゾシカ対策協議会（第19条関係）
- ・全道協議会・地域協議会の設置
- VI・VII 雑則・罰則（第20条、21条、22条関係）
- ・財政上の措置、必要な罰則などを規定

息数を維持するために設定する目標、つまり、個体数指数などの生息動向を推定できる指標を指している。

現基本計画における個体数指数は、東部地域では平成5年度末の推定生息数を基準（個体数指数100）として、計画期間の5年間で個体数指数を50に、西部地域では、平成12年度の生息状況を基準（個体数指数100）として、計画期間の5年間で、個体数指数を200にすることを目標（値）としている。

「措置を講ずべき地域」は、現基本計画において、「東部」・「西部」・「南部」に3分割した地域としており、「その区分」は総合振興局又は振興局の所管区域とし、「捕獲に係る目標数」は、狩猟に係る目標数と許可捕獲に係る目標数とに区分して定めることとしている。

また、各地域の捕獲等に係る目標数を定めるときは、当該捕獲等に係る目標数及びその基本的な考え方をエゾシカ捕獲推進プランと

「措置を講ずべき地域」は、現基本計画において、「東部」・「西部」・「南部」に3分割した地域としており、「その区分」は総合振興局又は振興局の所管区域とし、「捕獲に係る目標数」は、狩猟に係る目標数と許可捕獲に係る目標数とに区分して定めることとしている。

また、各地域の捕獲等に係る目標数を定めるときは、当該捕獲等に係る目標数及びその基本的な考え方をエゾシカ捕獲推進プランと

して公表することとしている（条例施行規則第3条第2項）。

捕獲等に係る目標数については、狩猟者の自由意思による捕獲も含まれることや、降雪等の自然条件などにより、捕獲環境が変化し、地域やその年度によっては、捕獲数が減少する可能性もあることから、各振興局、市町村に対して義務付けするのではなく、道及び市町村、関係団体等が連携して、適正な個体数管理に向け目指す目標としている。

なお、平成25年度の捕獲等に係る目標数14万2600頭に対し、全道の捕獲数は13万2239頭で1万361頭及ばない結果となっ

6 捕獲の担い手の確保

条例第10条では、捕獲等の担い手の確保の重要性について、規定している。

本道における狩猟者数は、昭和53年の約2万人をピークに減少し、かつ高齢化が進んできた。近年は、わな猟免許取得者数が増加したことから、狩猟免許者数は1万人前後で

図4 狩猟免許種類別所持者数

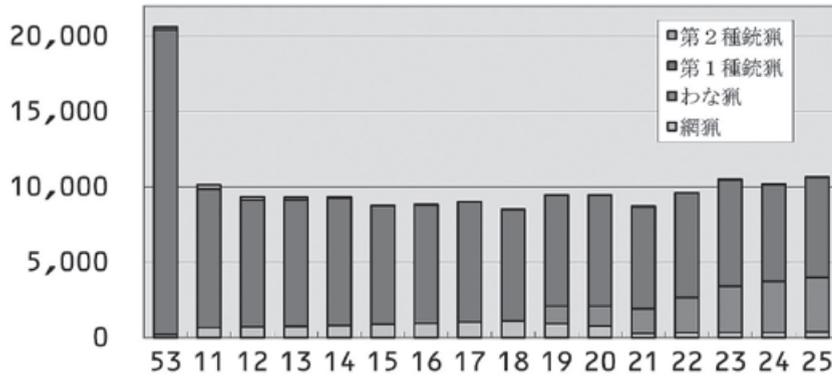
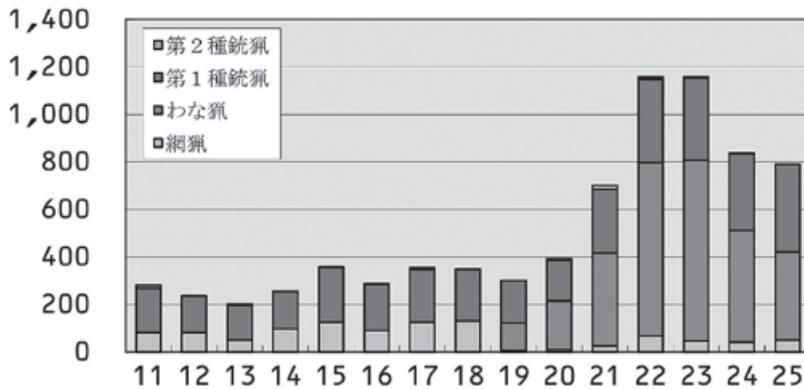


図5 狩猟免許新規取得者数



道では、狩猟者の減少に対応するため、受験回数が増加や休日における開催、農閑期である冬期に試験を開催し、受験しやすい環境を整えるとともに、特に若い方々への狩猟への参加を促すために、狩猟の魅力を伝えるフォーラムを開催するなど狩猟者の確保に努め

ている。

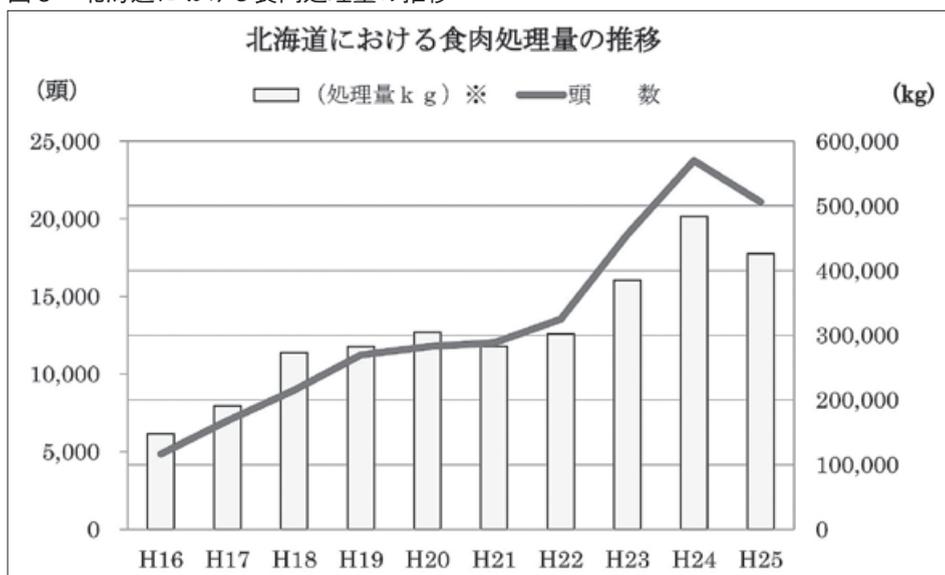
7 有効活用

条例第11条においては、「エゾシカが有する多面的な価値を有効活用するために必要な措置を講ずるもの」としている。

本道固有の地域資源としてエゾシカを有効活用し、道内外へ食肉としての利用拡大を図るとともに、ペットフードや皮革製品など食用以外への利用拡大並びに教育資源及び観光資源としての活用を推進し、地域における多様な産業活動の振興にもつなげていくことが必要であるという趣旨である。

本道のエゾシカ肉の処理施設数は平成25年度で、90施設、食肉処理頭数は約2万1000頭となっている。全道の捕獲数が13万2000頭であることから、捕獲数に占める食肉処理頭数の割合は約16%となっている(図6参照)。食肉処理されたものの多くが、狩猟によるもの(平成25年度4万6000頭)が利用されていることを踏まえると、許可捕獲分(平成25年度8万6000頭)の有効活用を図ることが課題であると考えられる。

図6 北海道における食肉処理量の推移



8 鉛弾の規制

条例第18条では、エゾシカの捕獲等をする目的で、特定鉛弾を所持してはならない旨を定めた。

北海道では、平成9年頃からオオワシやオジロワシが鉛中毒が原因で死亡する事案が発生し、その原因を調べたところ、エゾシカの死体に残った鉛ライフル弾の弾片をワシが肉片とともに飲み込んだためであることがわかつていく。

北海道では、希少猛禽類の鉛中毒を防止する観点から、鳥獣保護管理法に基づき、平成12年11月から北海道一円でのエゾシカ捕獲のための鉛ライフル弾の使用を、また、平成13年11月からは鉛散弾の使用を禁止したほか、さらに、平成16年10月からは、ヒグマを含めた大型獣捕獲用の鉛弾を使用する鳥獣の捕獲を禁止する措置をとってきたが、その後においても、希少猛禽類の鉛中毒が報告されており、シカ類等への鉛弾使用が継続されている

可能性が考えられたことから、この度制定した条例において、平成16年に使用禁止にした鉛弾と同様の鉛弾を「特定鉛弾」とし、「特定鉛弾の所持の禁止」及びその違反者への「罰則」について規定し、監視・指導に努めるこ

ととしたものである。

なお、本条例は、平成26年4月1日からの施行であるが、「特定鉛弾の所持の禁止」は同年10月1日からの施行としたところであり、その徹底が求められている。このため、北海道警察本部、一般社団法人北海道猟友会と連携し、釧路総合振興局管内において、特別検問を実施し、特定鉛弾の所持状況や所持・使用目的を確認するとともに、特定鉛弾の規制に関する啓発を行ったところである。

9 おわりに

道では、今後、この条例に基づき、国、市町村や関係団体と連携しながら、様々な対策を推進することで、早期に適正な生息水準まで減少させ、農林業被害や生物多様性への影響などの軽減を図り、将来にわたって、道民とエゾシカが共存・共生できる社会の実現を目指していくこととしている。